

# 令和6年度予算の内容等について

(各款及び増減額等の説明)

## 【歳入】

### ①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(1世帯当たりの定額)があります。

- ・医療分…国保事業費納付金(医療給付費分)や保健事業等の費用に充てるための国保税
- ・支援分…国保事業費納付金(後期高齢者支援金等分)に充てるための国保税
- ・介護分…国保事業費納付金(介護納付金分)に充てるための国保税  
(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税は23億7,924万7千円で、前年度と比較して65,457万円(2.83%)の増となっております。これは、税率改正に伴い、税収入の見込みが増となったものです。

単位：千円

区分		令和6年度	令和5年度	増減
医療分	現年課税分	1,567,636	1,514,706	+52,930
	滞納繰越分	89,090	87,259	+1,831
支援分	現年課税分	535,405	534,404	+1,001
	滞納繰越分	30,419	29,115	+1,304
介護分	現年課税分	144,112	134,992	+9,120
	滞納繰越分	12,585	13,314	-729
合計		2,379,247	2,313,790	+65,457

- ※ 現年課税分・・・当該年度の課税分  
滞納繰越分・・・前年度までの課税分で、納付されず滞納となっている分

## ②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は1万2千円で、前年度と同額となっております。

## ③道支出金

医療費の給付等に充てる費用として、北海道から交付される交付金です。

・普通交付金(保険給付費等交付金)

医療費のうち自己負担分を除いた費用等が市町村に交付されます。

・特別交付金

市町村の財政状況等の個別の事情に着目し、財政調整を行う役割を有するものです。

道支出金は117億5,583万6千円で、前年度と比較して6,295万3千円(0.54%)の増となっております。これは、保険給付費の増に伴う普通交付金の増加のほか、都道府県化に向けた特別交付金の算定方法変更に伴う増によるものです。

## ④財産収入

基金の運用によって生じる利息です。生じた利息は、全額を歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は14万8千円で、前年度とほぼ同額となっております。

## ⑤繰入金

法令の規定や、一般会計との間の取り決めに基づき、保険税の軽減に充てる費用や事務の執行に要する経費等を、一般会計から繰り入れます。

また、赤字の補てん等に充てるために基金から取り崩す金額も、繰入金の予算額に含まれています。

繰入金は17億7,213万2千円で、前年度と比較して9,491万6千円(5.08%)の減となっております。これは、保険税率改正等に伴い、赤字補てんのための基金繰入金が減したものです。

## ⑥諸収入

加入者が国保税を滞納した場合に徴収する延滞金、交通事故等に関する第三者行為納付金、医療費不正請求に係る返納金等です。

諸収入は1,412万3千円で、前年度とほぼ同額となっております。

## 【歳出】

### ①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。  
(職員給料・手当、消耗品、印刷製本費、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等)

総務費は3億2,070万9千円で、前年度と比較して1,445万1千円(4.72%)の増となっております。これは、主に給与改定に伴う人件費の増によるものです。

### ②保険給付費

療養給付費(医療費等の自己負担分を除いた分)、加入者が医療費をいったん全額支払いした場合等に支払う療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金などです。

保険給付費は115億968万円で、前年度と比較して2,498万7千円(0.22%)の増となっております。これは、主に療養給付費の増によるものです。

### ③国民健康保険事業費納付金

北海道が全道の医療費を賄うために、各市町村は北海道から通知される事業費納付金を北海道へ納付します。

国民健康保険事業費納付金は39億2,514万8千円で、前年度と比較して2,595万9千円(0.67%)の増となっております。これは、北海道が積算する納付金における一人当たりの保険給付費の増や、北海道が保険者として支払う後期高齢者支援金等の増によるものです。

#### ④保健事業費

傷病の発生を予防し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、加入者の健康保持・増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。  
また、これらの取組は、結果として医療費の抑制にもつながるものです。

保健事業費は1億5,116万6千円で、前年度と比較して3,230万2千円(17.61%)の減となっております。これは主に特定健康診査等事業費における委託料の減によるものです。

#### ⑤基金積立金

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額を、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は14万8千円で、前年度とほぼ同額となっております。

#### ⑥公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は1万7千円で、前年度とほぼ同額となっております。

#### ⑦諸支出金

過年度分の保険税の還付等に充てる費用です。

諸支出金は前年度と同額の1,413万円となっております。

#### ⑧予備費

予算に計上していない突発的な支出等に備えるための経費です。

予備費は前年度と同額の50万円となっております。

## 令和6年度の取組

### 【医療費適正化・保健事業の取組】

●第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画の運用開始

新たに策定した計画に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を推進することで、『加入者の疾病予防と健康増進の実現による健康寿命の延伸及び医療費の抑制』を目指します。

●糖尿病等重症化予防事業

上記計画で重要と位置付けた『生活習慣病重症化予防』に向けて、糖尿病や高血圧症の未受診者や糖尿病治療中断者への受診勧奨後、未受診の方に対して訪問による個別の受診勧奨を推進します。

●特定健診・特定保健指導の勧奨

生活習慣病リスク該当者の早期発見、早期治療を目指し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に努めます。

●特定健診受診者へのがん検診受診料の助成事業

●プレ特定健診(30～39歳)の実施

●就労者の精神疾病予防事業

●レセプト点検の実施

●柔整被保険者点検の実施

●医療費通知の実施

●ジェネリック医薬品の利用促進

●重複・頻回受診者への指導

●生活習慣改善に関する出前講座の実施

●ドック事業の実施

## 【収納率向上の取組】

### ●被保険者資格の適正管理の推進

オンライン資格確認等システムから出力される資格重複状況結果一覧を活用し、資格疑義者への届出勧奨を実施するほか、職権による資格の喪失処理を実施します。

### ●未納者に対するきめ細やかな対応

滞納状況を早期に把握し、電話や文書による催告を実施するほか、夜間納付相談窓口の開設と併せて夜間電話催告を実施し、収納率の向上に取り組みます。

### ●口座振替の促進

収納率向上に効果的な口座振替を促進するため、国保加入者にペイジーを含めた口座振替の御案内を実施します。

### ●クレジット決済の普及促進

クレジット決済の利用促進を図り、納付方法の利便性拡大に努めます。

### ●所得未申告者への申告勧奨及び臨戸訪問

●不現住加入者(住民登録地の居住が疑わしい加入者)・居所不明者の実態調査による資格の適正化

### ●財産調査と滞納処分 of 徹底

### ●誓約書等提出の徹底

### ●新規資格書対象者への臨戸訪問

## 【保険税率改正に伴う取組】

### ●広報活動

令和6年度に国民健康保険税の税率改正を行うことについて、市のホームページのほか、「広報とまこまい」に掲載する。

少子高齢化に伴う医療費増加の推移や苫小牧市国民健康保険事業会計の財政状況のほか、令和12年度に予定されている北海道統一保険税(料)率の導入などについて、わかりやすく記載し、税率改正の必要性を理解していただくよう努める。

### ●収納対策

税率改正に伴う保険税の増加に伴う、納付困難等の相談については、納税課と連携を図り、被保険者の状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう努める。